

## 滋賀県私立高等学校等特別修学補助金（家計急変）交付要綱

### （趣旨）

第1条 知事は、私立小学校、私立中学校、私立高等学校、私立中等教育学校、私立専修学校または私立各種学校に在籍する児童生徒（以下「生徒等」という。）で、家計の急変により授業料の納付が困難となった者の負担軽減を図るため、授業料減免事業を行う学校設置者に対して、予算の範囲内で「滋賀県私立高等学校等特別修学補助金（家計急変）」（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

#### （1）私立中学校等

滋賀県に所在する私立の学校で、私立学校法（昭和24年12月15日法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校および中等教育学校の前期課程をいう。

#### （2）私立高等学校等

滋賀県に所在する私立の学校で、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づく高等学校等就学支援金の対象になるものをいう。

#### （3）授業料

私立中学校等または私立高等学校等への納付金のうち、学則等において定められた授業料（授業料等と定める場合は授業料以外の費用を除いたもの）をいう。

#### （4）学校設置者

私立中学校等または私立高等学校等を設置する者をいう。

2 前項に定めるもののほか、用語の意義、補助の対象および交付条件等については、この要綱に特に定めるものを除き、私立中学校等に係る補助金にあつては滋賀県私立中学校等修学支援補助金交付要綱（以下「中学校等補助金交付要綱」という。）、私立高等学校等に係る補助金にあつては滋賀県私立高等学校等特別修学補助金交付要綱（以下「高等学校等補助金交付要綱」という。）に定めるところによる。

### （補助対象経費）

第3条 知事は、学校設置者がこの要綱に基づく授業料減免事業（以下「補助事業」という。）として、私立中学校等または私立高等学校等に在籍する生徒等の保護者等（滋賀県内に住所を有する者に限る。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合において、納付が困難となった当該生徒等の授業料を減免するときは、当該学校設置者に対して、別表に定める補助単価の範囲内でこれに要する経費を補助するものとする。この場合の所得に係る算定基礎額は、補助対象年度の始期を含む年の1月から12月までの所得により計算するものとする。

- (1) 生徒等が私立中学校等に在籍する場合で、死亡、事故、病気その他の事由により、中学校等補助金交付要綱に基づく補助対象の要件（第4条第1項第5号に掲げるアンケート調査およびヒアリング調査への協力を除く。）に相当すると認められるとき
  - (2) 生徒等が私立高等学校等に在籍する場合で、死亡、事故、病気その他の事由により、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づく補助対象の要件のうち加算支給対象の要件に相当すると認められるとき
  - (3) 生徒等が私立高等学校等に在籍する場合で、死亡、事故、病気その他の事由により、高等学校等補助金交付要綱に基づく特例補助に係る補助対象の要件のうち「加算あり」の区分の要件に相当すると認められるとき
  - (4) 生徒等が私立高等学校等に在籍する場合で、死亡、事故、病気その他の事由により、滋賀県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱（以下「学び直し支援金交付要綱」という。）に基づく補助対象の要件のうち加算支給対象の要件に相当すると認められるとき
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象年度に負担する授業料の額が別表に定める補助単価に満たない場合は、当該授業料の額を補助の上限とする。
  - 3 補助対象年度の途中で補助対象の要件を満たすことになったとき、もしくは当該要件を満たす期間が1年に満たない場合の補助金額は、私立中学校等に係る補助金にあっては中学校等補助金交付要綱、私立高等学校等に係る補助金にあっては高等学校等補助金交付要綱に基づく取扱いに準じて計算するものとする。
  - 4 この補助金のほか、高等学校等就学支援金の支給もしくは中学校等補助金交付要綱、高等学校等補助金交付要綱または学び直し支援金交付要綱に基づく授業料の減免等が適用される場合は、当該額を除くものとする。

#### （補助対象除外経費）

第4条 前条の規定にかかわらず、学校設置者が行う補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象経費としない。

- (1) 休学中の生徒等の授業料を減免するために要する経費
- (2) 学校設置者が独自の基準により、特定の生徒等の授業料を減免し、または授業料相当額を給付するために要する経費
- (3) 別表の要件を満たさない生徒等の授業料を減免するために要する経費
- (4) 「滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金」の貸与を受けている生徒等の授業料を減免するために要する経費

#### （交付申請）

第5条 保護者等から所得その他の事項を証明する書類等を添付した授業料減免申請書（別記様式第1号）を受けた学校設置者が補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書（別記様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第3号）
- (2) 授業料減免対象者名簿（別記様式第4号）

(3) 申請に係る学校の学則（授業料に関する規程を含む。）

（交付条件）

第 6 条 規則第 5 条第 1 項に規定する補助金交付の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学校設置者は、補助金交付の決定について通知を受けたときは、保護者等に対して授業料減免決定通知書（別記様式第 5 号）により通知するとともに、直ちに授業料の減免措置を講じ、保護者等から授業料減免確認書（別記様式第 6 号）の提出を受けなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けた学校設置者は、この補助事業の実施状況および経費の収支を明らかにした帳簿、証拠書類その他関係書類を備え、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 か年間保存しなければならない。

（事業の変更）

第 7 条 学校設置者は、補助金の交付の決定を受けた後、補助事業の内容変更により補助金の交付額に変更を生じる場合は、速やかに補助金交付額の変更申請書（別記様式第 7 号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業変更計画書（別記様式第 8 号）
- (2) 授業料減免対象者異動簿（別記様式第 9 号）

（補助金の交付）

第 8 条 補助金の交付は、原則として交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

2 知事が必要であると認める場合は、補助金の全部または一部について規則第 15 条の規定により概算払することができる。概算払を受けようとする学校設置者は、交付請求書（別記様式第 10 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 9 条 補助金の交付を受けた学校設置者は、補助事業が完了した後 1 か月以内または補助対象年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い時期に、実績報告書（別記様式第 11 号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業完了調書（別記様式第 12 号）
- (2) 授業料減免対象者名簿（別記様式第 4 号）
- (3) 確認調書（別記様式第 13 号）

（標準事務処理期間）

第 10 条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 補助金等の交付の決定は、交付申請があった日から起算して 40 日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から 30 日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3)補助金の額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(指示または検査)

第11条 知事はこの補助金に関し、補助金の交付を受けた学校設置者に対して必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことがある。

(機密保持)

第12条 学校設置者は、この補助事業の遂行にあたって、生徒等および保護者等について知り得た事実を他に漏らしてはならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 学校設置者は、第5条の規定に基づく交付申請、第7条の規定に基づく事業の変更、第8条の規定に基づく補助金の交付、第9条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

付則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

付則

この要綱は、令和3年6月30日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

## 別表

区 分	補助対象	補助単価	
		全日制・定時制	通信制（単位制）
私立中学校等	第3条第1項第1号に該当する場合	100,000 円／年	—
私立高等学校等	第3条第1項第2号に該当する場合	396,000 円／年	12,030 円／単位 ※通算 74 単位、 年間 30 単位上限
	第3条第1項第3号に該当する場合	297,000 円／年	12,030 円／単位 ※通算 74 単位、 年間 30 単位上限
	第3条第1項第4号に該当する場合	297,000 円／年	12,030 円／単位 ※通算 74 単位、 年間 30 単位上限